

長島町文化ホールデジタル化整備事業

S T E A M教育プロジェクト開設準備業務委託

企画提案募集実施要項

令和5年7月

長島町教育委員会 社会教育課

1 趣旨

この要項は、「長島町文化ホールデジタル化整備事業」において、STEAM教育プロジェクト開設準備業務委託にかかる企画提案業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

STEAM教育プロジェクト開設準備業務

(2) 業務の目的

本町には、小学校6校、中学校4校、小中一貫校1校があり、GIGAスクール構想により児童・生徒1人1台の端末が整備され教育の現場で活用されている。

しかしながら、少子高齢化が進み、学校の児童・生徒数は減少し、複式学級や教員の適正数が配置されない状況であり、都市部との教育の格差が拡大することが懸念される。

このため、社会教育の中心である文化ホール（中央公民館）において、だれでも・いつでもプログラミング学習等継続して学ぶ機会を提供できるよう整備する必要がある。

更に、生涯学習の一環としてデジタルに不慣れな高齢者を対象とした学習講座の開設やオンライン研修会、eスポーツ体験の場として活用し、デジタルデバイド解消のための取り組みを行い町民が共に学び、支えあう生涯学習・社会教育の拠点施設として文化ホール（中央公民館）のICT環境を整備しSTEAM教育の開設を目的とする。

(3) 文化ホール（中央公民館）のコンセプト

子どもから大人まで、いつでも・誰でも利用可能な生涯学習の拠点となり、学習の機会を提供し、デジタル社会において町民の誰一人として取り残されない長島町を創る。

(4) 業務内容

別添「STEAM教育プロジェクト開設準備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで。

(6) 契約上限金額

金19,740,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加要件資格

次に掲げる項目のうち（１）から（７）をすべて満たすものとする。

ただし、複数の者が共同、もしくは再委託して参加する場合は、すべての構成員が次の（１）から（４）を満たし、いずれかの構成員が（５）を満たすと共に（６）を確認できることを要件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （３）長島町から指名停止措置を受けていない者であること。
- （４）都道府県税、区税、市税、町税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- （５）長島町内に本社（本店）又は営業所が所在する者であること。
- （６）複数の者が共同（再委託含む）で企画提案する場合は、いずれか一者を代表者と定め、ほかの構成員からの委任状等の書面により、企画提案から契約、代金の請求・受領等、本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。
- （７）（６）のような提案手法で選ばれた場合、長島町は代表者と契約するものとする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （１）参加資格要件に該当しないことが判明した場合。
- （２）長島町暴力団排除条例に違反するもの。
- （３）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- （４）企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- （５）見積書記載の金額が契約上限額を超えた場合。
- （６）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況になった場合。
- （７）審査の公平を害する行為があった場合。
- （８）その企画提案に当たり、著しく審議に反する行為があった場合。

5 スケジュール

公募開始	令和5年7月25日（火）
現地説明会の申し込み	令和5年7月25日（火）から 令和5年7月28日（金）15:00迄
現地説明会	令和5年7月31日（月）
質問受付	令和5年7月25日（火）から 令和5年7月31日（月）15:00迄
質問への回答期限	令和5年8月3日（木）予定
参加申込書及び、企画提案書の受付	令和5年8月4日（金）から 令和5年8月17日（木）15:00迄
プレゼンテーション	令和5年8月21日（月）から 令和5年8月22日（火）予定
事業者の決定	令和5年8月29日（火）予定
事業者との打合せ、施設整備	令和5年8月30日（水）以降随時
整備終了、引き渡し	令和6年1月31日（水）

※事業者決定後のスケジュールは、社会情勢や各種申請状況等も踏まえ協議できるものとする。

6 現地説明会、質問及び回答

（1）現地説明会

開催日時	① 令和5年7月31日（月） 10時00分～11時00分 ② 令和5年7月31日（月） 15時00分～16時00分
開催場所	長島町文化ホール
申込期限	令和5年7月25日（火）～7月28日（金）15:00迄
提出書類	別表1のとおり（「様式1-1 現地説明会申込書」）
提出方法	現地説明会に参加を希望する場合は、上記提出書を「12 担当部署」のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名は、「(事業者名) 現地説明会申込書」とすること。 ※電話での着信確認を行うこと。

（2）質問受付・回答

質問期間	令和5年7月25日（火）～7月31日（月）15:00迄
提出書類	別表1のとおり（「様式1-2 質問書提出届」ほか）
提出方法	質問を行う場合は、上記提出書類を「12 担当部署」のメールアドレス

	宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名は、「(事業者名) 質問提出届」とすること。 ※電話で着信確認を行うこと。
回答方法	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する情報であって、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと町が認めたものを除き、町ホームページに掲載し公表する。
回答期限	令和5年8月3日(木) 予定

7 企画提案の手続き等

(1) 企画提案への参加申し込み

提出書類	別表1のとおり(様式2-1 企画提案参加申込書 ほか)
提出方法	郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は持参による。
提出先	「12 担当部署」とおり
提出期限	令和5年8月4日(金)～8月17日(木) 15:00迄

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類等

提出書類	別表1のとおり(任意の様式 企画提案書 ほか)
提出部数	別表1のとおり
提出方法	郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は持参による。
提出先	「12 担当部署」とおり
提出期限	令和5年8月4日(金)～8月17日(木) 15:00迄

※ 参加資格に適合したものであっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。

なお、長島町が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

※ 企画提案参加申込書と企画提案書は同日に提出しても問題はない。

イ 提案事項

仕様書(案)に基づき、長島町文化ホールについて以下により提案を行うこと。

(a) 整備コンセプト

長島町文化ホール内の各会議室等において無線通信環境を整備するとともに、1階旧図書室をICT学習に適した環境へ改修し、STEAM教育やeスポーツ体験が可能であること。また、デジタルデバイス解消に向けた活用方法を理解し整備コンセプト

トを提案すること。

(b) 事業内容

次表により事業内容を提案すること。提案に当たっては、具体的かつ実現性の高い提案となるように留意すること。

事業内容の区分	記載事項
① 館内全体の無線通信環境の整備、Webカメラ、スクリーンの整備	・無線通信、Webカメラ、スクリーン等設備の整備内容（施設レイアウト、備品の配置、付帯工事、通信環境等） ・防災（雨漏り）、セキュリティ対策
② オンライン研修会や生涯学習講座等、学びの環境としての整備内容（旧図書室）	・施設、設備の整備内容（施設レイアウト、音響、プロジェクター、スクリーン、内装、備品の配置、コンセント、デザイン、通信環境等） ・オンライン研修会やeスポーツ体験等学習スペースとしての設備、備品等 ・防災（雨漏り）、セキュリティ対策
③ スケジュールと実施体制	・上記①②に関する整備スケジュール ・上記①②に関する実施体制 ・各種トラブルに対する対応体制
④ 独自提案の取組	・事業効果の拡大や利用者を増やす工夫が提案されているか。

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 指定の様式（様式3-1～3-3）以外の書類については、A4判とし、縦でも横でも構わない
- (2) 様式3-2業務見積内訳書は、本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

9 審査方法

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会においても行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表2）により、総合的に評価して得られた総合評価点が最も高い業者を最優秀提案者とす

る。

(2) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。

(3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所等は別途通知する。

(4) プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染状況等により、対面での開催ではなく、オンラインでの開催もあり得る。その場合は、提案者に別途通知する。

(5) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

1 0 契約の締結

(1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について長島町と協議・合意した後に委託契約を締結する。

(2) 前項の交渉は不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(3) 本業務の委託契約は、長島町の契約書式により契約書を作成するものとする。

契約にあたっては、契約書を2通作成し各1通を保有する。

1 1 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。

なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 採択された企画提案書等の著作権は長島町に帰属するものとする。

(4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託にしてはならない。

(5) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

1 2 担当部署（提出先及び問合せ先）

長島町教育委員会 社会教育課

〒899-1303 鹿児島県出水郡長島町指江1545番地

電話：0996-88-6500 FAX：0996-88-6501

E-mail：shakyou@town.nagashima.lg.jp

別表1 提出書類

要領	提出書類		提出部数	備考
6 (1)	現地説明会申込書	様式1-1	1部	
6 (2)	質問書提出届	様式1-2	1部	資料毎の質問数を記入すること。
	質問書	様式1-3	1部	資料毎に作成し、質問内容を具体的に記載すること。
7 (1)	企画提案参加申込書	様式2-1	1部	複数の者が共同（再委託含む）して企画提案する場合は、全ての構成員について、納税証明書を提出するとともに、代表者のみ法人の履歴事項全部証明書を併せて提出すること。
	事業者概要書	様式2-2	1部	事業者の業務内容等を記載し、会社概要等がわかるパンフレット等を添付して提出すること。 複数の者が共同（再委託含む）して企画提案する場合も同様とする。
	共同提案構成員表	様式2-3	1部	複数の者が共同で申し込む場合は、提出すること。
7 (2)	企画提案書	任意の様式	10部	
	事業に関わる者一覧	様式3-1	10部	
	整備コンセプト	任意の様式	10部	
	整備内容に関する提案	任意の様式	10部	
	業務見積内訳書	様式3-2	10部	・別紙「内訳明細書（任意の様式）」を併せて提出すること。 ・契約時に再度、見積書の提出を求める。

	スケジュールに関する提案	任意の様式	10部	
	実施体制に関する提案	任意の様式	10部	
	独自の取組に関する提案	任意の様式	10部	
	備品リスト	様式3-3	10部	
	図面	任意様式	10部	図面1：平面図、 図面2：ゾーニング図 図面3：配置図 図面4：パース、イメージ図を提出すること。

※任意様式については、各記載内容を満たすものとする。

※提出部数の内訳は、正本1部、副本9部とする。

別表2 審査基準

審査項目	審査内容	配点
整備コンセプト	本業務の目的を理解し、それを実現するための適切な整備コンセプトの提案となっているか。	20
整備内容	機能性や利便性、安全性等が優れているとともに、本業務の目的を実現するための適切な整備内容となっているか。	35
	整備費は適切に見積もられているか。	15
スケジュール	整備に関する実施スケジュールが具体的に明示されており、無理のない現実的なものとなっているか。	10
実施体制	整備に関する実施体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な職員等の配置が確保されているか。	10
独自の取組	事業効果の拡大や利用者を増やす工夫が提案されているか。	10
合計		100

※下限界の点数の設定

審査会委員の平均得点 60 点を下限の点数とする。(満点 100 点)